

<研究ノート>

懲戒としての停学処分について

清 野 惇

1 はじめに

学校教育法（以下学教法という。）は、その第11条において学生・生徒に懲戒を加える権限を校長及び教員に認める一方、体罰を加えることを禁止し、またその施行規則第26条は、その1項において懲戒を加えるにあたっては、教育上必要な配慮をすべきことを求め、その第2項では、退学、停学及び訓告は校長が行うとし、第3項において退学処分ができる場合として、1号から4号までの事由を掲げ、更に第5項では学長に第2項の規定する懲戒の処分手続を定めることを義務づけているが、第5項が新設される以前は、大学の懲戒に関する学則規定は懲戒の種別を規定するのみで、その種別毎の意義や効果について触れていないのが殆どであった。しかしながら懲戒処分のうち最も多用される停学は、当の学生の生活に多大の影響を及ぼす不利益処分であり、しかもその意義や効果については必ずしも意見が一致してないのに、この点を論究した著述もないようなので、停学処分の問題点を整理し、私立大学の観点から私見を述べることにする。

2 懲戒における停学の位置づけ

前記の通り懲戒のうち法律上の処分は校長が行うことになる。法律が規定する懲戒の処分としては、上記3種の処分に限られるが、それが懲戒の総てでないことは、教員も懲戒を行ない得ることから明らかである。施行規則第26条は、懲戒事由である学則違反の行為時とその後に分けて、行為時の即時的対応としての懲戒は教員の役目とし、事後的対応としての懲戒

を校長の役割としている。即時的対応としての懲戒は、当然その場での叱責・訓戒等の事実行為になるが、事後的対応は緊急性がないので、違反学生の将来や他の学生に対する影響等を見据えた処置が必要となるため学校の統括者である校長にその判断を委ねたものと解するが、校長のなしうる懲戒は退学、停学及び訓告に限られるのかという疑問がある。例えば罰金を科したり、労働させる等である。その可否を明らかにするためには、先ずこれらの法律上の処分の意義とその効果を明確にする必要がある。

一般に理解されているところでは、退学とは学籍簿から被処分学生の在籍記載を抹消して放校する処分であり、停学は期間を定めて被処分学生の登校を禁止する処分であり、また訓告はその校則違反を公に叱責する処分と考えられている。退学は身分の剥奪として、訓告は公表される叱責として特徴づけられるが、停学を登校禁止として特徴づけることには問題がある。停学については、それを登校禁止処分とみるか、それとも教育債務の履行停止処分とみるかの意見の対立が考えられるからである。いずれの見解を採るにしても、停学は在学契約により学校側が負う教育役務の提供義務の履行を拒否する処分として特徴づけることになる。そうなると退学、停学及び訓告は不利益の大小による段階的な処分ということになり、校長権限の懲戒手段として考えられる処置は大方網羅されているように思われる。罰金や強制的労働等は教育処分でもある学生の懲戒には馴染ないので、第26条はこれらの行為は懲戒としては認めず、懲戒を退学、停学及び訓告の範疇に含まれる行為に限定したものと解することができる。ただし、そのことは、この3種の名称の処分しか認めないことではない。学則にもしこの法律上の処分以外の名称の行為が懲戒行為とされている場合は、その懲戒行為の性格に従い法律上の処分のいずれかの亜型として処理可能かどうかを検討した上で、亜型として扱えるものは本型に準じて処理すべきである。例えば自宅謹慎は停学の亜型として停学に含まれる等である。亜型とはいいい難い行為は、校長権限の懲戒行為としては許されないことになる。

3 学長の懲戒権限と理事会

施行規則第3条は学校の設置の認可申請手続を定めているが、その申請には学則の添付を必要とし、またその学則には「賞罰」に関する事項の記載が要求されているので（4条1項8号）、私立大学の学則には、必ず学生の懲戒に関する事項の記載があるが、その記載の大半は施行規則第26条の法文をなぞっただけのもので、退学や停学等の意義は勿論その効果にも触れておらず、懲戒の手続についても定めていないのが従来の学則といつてよい。

それはそれとして私立大学の学長は、国立大学の学長と異なり、学校法人の教育研究部門の統括者ではあるが、法人を代表してその業務を総理する地位にはないので、学長が懲戒を行うことと、その手続を定めることとの法的関係が問題となる。なんとすれば懲戒は、在学契約により生じる当事者間の債権債務に変動をもたらすので、それは当然在学契約を管理する理事会の関心事でなければならない。ところで懲戒処分は学校法人の内部的行為なのか、それとも対外的行為なのかである。前者であれば、大学という法人の教育研究部門の内部問題として理事会の関与は必ずしも必要ではないが、それが対外的処分であれば、大学自体は法人格を有しないので、理事長が法人を代表してこれを行うことにならざるをえない。学生は在学契約の一方の当事者であって法人の外の存在であるから、被処分学生に対する処分の通告は、対外的行為として理事長が行うのが法理である。そうであれば学長の有する懲戒権限は決定権限であり、理事長は学長の決定した懲戒処分を理事長名義で学生に告知する役割を負うだけということになる。国立大学では学長が国立大学法人を代表し、その業務を処理するので、学生に対する懲戒処分は、学長が自から又は教育研究評議会の審議に基づいて行うことになるので、私立大学におけるような問題は生じない。私立大学では、学長は教学部門を代表する理事として理事会に参加するが、学長は、たとえ理事を兼任しているとはいえ大学の統括者に過ぎないのであ

り、学長の上には理事長・理事会が存在し、学長はその指揮監督を受ける地位にある。このような組織関係にある学長に懲戒処分決定の権限を認めることは、学長が教育研究部門の統括者であることからすれば首肯できるが、学長は在学契約の履行補助組織の統括者に過ぎず、在学契約上の責任主体である理事会が学長の懲戒決定に拘束されるということは異例といつてよい。学長が組織上学校法人を代表しない私立大学で、懲戒のような対外的行為の権限を認めるとすると如何なる法的操作が必要かである。代表権がなければ学長は自己の名義で懲戒処分を告知することはできず学校法人の代表者である理事長名義でしなければならないことになるので、学長名で懲戒告知をなすようにするためには、学長に代表権を付与する必要があるが、学長である理事に対して代表権を与えることはできても、学長に代表権を与えることは、私立学校法上できないように思われる（第37条2項）。かりに可能だとしても、それは理事長の代理としてであり、代表権を自有する訳ではない。もし自有したいのであれば、懲戒処分についての代表権を学長職に権限委任をしてもらう必要がある。学教法第11条及び施行規則第20条はこの点に関し、いかなる理論立をしているのであろうか。学長の懲戒権限は、あくまでも学校法人内での決定権限であって、代表権限は理事長にあり、処分の告知は理事長の権限と解するのが妥当である。法定代理とか法定委任では説明が困難であろう。告知の形式は、理事長と学長との連名による告知書でなされることになる。

理事長は、組織上学長の上司として、学長の職務執行を監督する責任があるので、学長の処分決定に対し、監督権を発動できると考えるが、その監督行為は学長に再度の考案を求めることに止めるべきである。

4 停学の意義

停学は退学に次ぐ重い懲戒処分である。退学は放校という極刑的処分であるのに対し、停学は登校の一時的禁止処分として一般に理解されている。確かに停学という言葉は登校の禁止の意に通じる字句ではあるが、停学処

分によっても、登校を禁止できない場合もあるので適切な表現ではない。停学は退学と違いその大学の学生としての身分は失わないので、学生身分に伴う権益は、原則として、停学処分によって制限できないから、登校禁止の例外もありうるのである。図書館での自習をはじめ、学友会活動さらには学生食堂や保健室等福利厚生施設の利用のための校内への立入りなどがそれである。尤も、これらの例外的な立入りについても、停学をもって学生身分の一時的停学処分と解して、例外的にも立入りは認められないとする見解もありうる。もし停学処分に学生身分の一時的停止効果を認めるとすれば、その期間中当該学生は内部的には勿論、対外的にもその大学の学生でないことになり、学生証の回収や学生通学定期の使用禁止等退学処分と同様の処置を必要とすることになる。この点については学生身分の停止を内部的にとどめ、対外的には学生身分を保持させる扱いも考えられるが、被処分学生の登校にそれほどこだわる必要はないように思われる。学生は大学卒業の資格を得るために大学と在学契約を結んで就学しており、そのためには、大学が編成する教育課程の定める授業を履修し、卒業に必要な単位を修得しなければならない。学生にとって授業を受けることは在学契約の目的そのものである。登校の禁止は学生のこの授業を受ける権利の行使の阻止を目的とする手段といってもよい。そうであるならば、停学処分を授業を受ける権利の停止として扱うことも考えられてよい。

ところで停学を登校禁止処分とした場合、処分を受けた学生が、その禁止を無視して登校を強行して図書館で自習したり、部室に赴いて部活動に参加したりするだけではなく、教場に立入って講義を聴講することも想定できるので、これらの行為を阻止する手立てを考えなければならない。説得は当然としても、それに応じない学生に対して、実力をもって登校を阻止したり、校内から退去させたりしなければならないが、日本の大学には米国のように大学ポリスのような取締り専門の職員はいないので、教職員がこの実力行使に当らなければならないが、実際問題として、この実力行使を教職員に期待することは無理であるし、監視し取締ることも小規模の

大学では可能としても、規模の大きい大学では不可能に近い。説得に応じなければ、そのことを理由に一段上の退学処分に切り替えるのはどうかという意見も出そうである。ところで自習施設や福利厚生施設の利用や学友会活動への参加のために登校することは、学生の身分に付着する権利の行使として相当な理由がない限り阻止できないと考えられるので、問題となるのは授業聴講のための教場への立入りである。小規模の大学なら被処分学生の行動を監視し阻止することも可能であろうが、大教室で百人単位の学生に教授する授業では、その行動監視が極めて困難であることを考えると、教場への入室拒否の実力行使も現実的でないし、学内での、その実力行使の他の学生に与える教育上の影響も無視できない。施行規則第26条1項は懲戒にあたって教育上必要な配慮をなすべき義務を懲戒権者に課しているので、この点を踏えて論定する必要がある。この見地からすれば物理的な強制力を行使して登校を拒否することは好しくなく、他にそれに代わる穏便な方法で登校禁止と同様の効果をえられるならば、その方法によるべきである。その方法とは、受講の有無を問わず、停学期間中当該学生が履修登録をした全学科目の授業を受講しなかった扱いにすることである。受講しない期間が長ければ、その授業科目の単位修得はできないことになる。従来、停学処分は、その処分時期により不公平が生じることが問題視されてきたが、この方法により解決できそうである。停学期間が期末の定期試験期間に及ぶかどうかに関係なく、停学期間中に受講しなかったことにすれば、受験の機会の有無による停学の効果の差異は生じないことになる。

このように懲戒としての停学処分の意義ないし性格については、従来の考えに捉われず教育的観点に立ってその見直しをすべきである。

5 停学処分の効果

停学処分が授業を受ける権利の一時的停止であり、大学の教育債務の一時的履行停止の処分であるとするれば、その場合の履行停止は教育債務全部

清野：懲戒としての停学処分について

について認められるのか、それとも一部に止まるのかが問題となる。ところで学校法人が在学契約により提供義務を負う教育役務は、二つの性格の異なる役務から成り立っている。即ち卒業資格を与えるために必要とされる学科目の授業の実施と学生の福利厚生や補導のためのサービスとしての学生食堂、保健室、自習室、課外活動の施設の運営及び整備等である。後者は学生の身分には関連するが、卒業資格の取得とは関係のないサービス業務で退学処分によって停止できるかどうか争われる役務であり、通常大学では、前者の業務は教務部が、後者の業務は学生部が主として所管している。

問題となるのは、図書館内に設けられた自習施設の利用の是非である。図書館における図書の提供と整理は教育役務の一つであるが、停学処分を登校停止処分と解する立場では図書館への立入り自体認めないので、当然、自習施設の利用も認めないことになる。停学処分を教育役務の提供停止処分と解する立場でも、その利用を認めることは停学の趣旨に反するとして、一般的には否定されるであろう。しかしながら自習は、授業を聴講することによる学習とは違い、自ら学習して授業による学習を補うもので学習の一態様である。学習については、ユネスコの「学習権宣言」は、これを基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的に認められているとしているが（1985.3.19第4回ユネスコ国際成人教育会議宣言）、わが国でも学習権を学問の自由及び教育を受ける権利の保障に関する憲法条規から派生する基本的人権の一つとして位置づけることができるので、自習権を制約するには相当の理由が必要であり、またその制約も最小限度に止めなければならないことになるが、そのような憲法的保障の有無を論ずるまでもなく、自習権は在学契約によって認められていると解される。大学設置基準は、その36条1項3号として、校舎には図書館、医務室、学生自習室及び学生控室を備えることを求めているのは、校舎内の施設での自習を想定しているといつてよく、また42条では学生の厚生補導のための組織を大学の事務組織とは別に設けるべきことを定めているのは、厚生補導業務が大学の正

課の教育活動とは性格を異にするためと考えられる。

この大学設置基準の定めは、大学の運営に関する間接的な定めでもあり、在学契約の内容ともなるものである。学校法人は学生に対し、この二種類の教育役務の提供を約束するとともに、懲戒によるそれらの役務の提供停止を学生に受諾させているのであるが、停止する役務の範囲が学則上明示されていない場合が多いため疑問が生じる。筆者は、懲戒として履行を停止できる役務は、授業の実施であり、学生の福利・厚生や補導に関する役務は、相当な理由がない限り、その提供を停止できないと解している。それは大学が負う債務の性格から出てくる結論といってよい。学校法人（大学）の債務のうち、教育課程に基づいて授業を行い、その学修の成果を試験で確め所定の単位を付与するという債務は、在学契約における中心的な債務であるが、そのほかは単位制度とは無関係で、卒業資格に影響しない福利厚生や補導のため役務の提供を内容とする債務といってよく、この債務の中心は、そのための施設を整備し運営することである。

在学契約によって学生が取得する債権は、上記二種類といってよいが、学生の身分を残して大学が制限できるのは、原則として、授業を行う債務に限られると解されるので、懲戒としての停学処分の効果も、授業実施債務の履行停止に限られ、その他の債務にまでは及ばないというべきである。この見解に対して停学の効果は、在学契約により学校法人が負担する総ての債務に及ぶとする意見もありうるが、それが適切でないことは自習や福利・厚生施設の利用のための学内立入りを禁止できないことから明らかである。学生に対する懲戒が制裁処分であると共に教育処分であることを忘れてはならない。

6 停学の期間

停学処分には期限を付けなければならない。停学期間をどのようにするかは学則で定められる。大方の学則は有期と無期の双方を規定しており、学則違反行為の軽重や情状を勘案して停学期間を決めることになる。懲戒

清野：懲戒としての停学処分について

は制裁的性格と教育的性格との双方を併有しており、どちらの性格を重視するかによって停学期間の扱いを異にする。

懲戒の対象である学則違反行為の性質及び情状が、制裁的処置を適当とすれば懲戒は制裁的になるし、それに対し教育的処置を適当とすれば懲戒は教育的にならざるをえない。このように対象行為の性質・態様からいずれの処置を適当とするかを判断して、制裁的処置が相当であれば、停学処分を制裁処分として運用し、これに対し教育的処置を相当と考えるなら懲戒処分を教育的処分として扱うべきである。懲戒処分を一律に制裁的処分又は教育的処置として運用するのではなく、対象行為に即していずれの処遇が相応しいかの観点から適用する懲戒処分を選択すべきである。例えば学生が婦女暴行を犯した場合と試験でカンニングをした場合とでは同じ学則違反であっても、自ずと対応に違いがあるのは当然である。前者には制裁としての懲戒、後者には教育措置としての懲戒ということになるであろう。

従来はこの点を余り意識せずに違反行為の軽重に従って停学期間を決めていたとあってよい。停学を有期と無期の二本立てにしている学校では、無期は有期より重い処分として取扱っているようである。その意識には刑法の刑種としての有期・無期の扱いが影響しているとあってよい。ところでこの有期停学と無期停学との振り分けの基準如何が問題である。前述のように懲戒は対象事案の性格等に応じて、その処分が決められるが、有期と無期の二本立ての学則のもとでは、停学を可としても有期とすべきか無期にすべきかの選択に迫られることになる。制裁的処分が適当であると判断した場合は、無期は有期より重く取扱われるが、教育的処置を適当と認められたときの無期はその意味合いが変わり、それは処分終了時期の不確定を示すものとなり、処分の軽重の意味を失うことになる。このように無期停学の存在は、その運用により、停学処分をして教育的処遇としての効果を発揮させることを可能にする。

7 無期停学の運用

学則上有期と無期とが規定されている場合でも、懲戒を制裁処分として科するときは無期は適用されず、また懲戒を教育処分として科するときは有期の適用はなく無期の停学のみとする考もありうるし、それに対し学生懲戒は本来制裁と教育の両面を有しているの両者は一体的に取り扱うべきであるから、違反行為の性格により、有期と無期との択一的選択を強制することは適当ではなく、いずれでも選択できるようにすべきであるという反論もありうるであろう。

そもそも停学に期間を設けているのは、教育債務の履行停止の解除による受講権利回復の時期を予め明示する必要がらであるが、その期間が長いほど処分を受ける学生の蒙る不利益が大きくなるため、その不利益の度合をその期間の長短によって決められるので、制裁的懲戒には向いているが、教育的懲戒には適当ではなく、教育的懲戒では、教育的効果を期待できる期間を停学の期間とすることが要求されるので、事犯の責任の大小・軽重は期間決定に直接影響しない。のみならず教育的効果は予想困難なため、期間を予め決めることはできない。そこで登場するのが予め期間を定めない無期停学である。ここでの無期は有期より重い停学としてではなく、期間不定の停学を指すのである。学生の懲戒は教育上必要がある場合に行われる懲戒であるから、停学処分の運用においても教育的観点を軽視するわけにはいかないのであり、その見地からすれば停学期間の無期的運用は必要であるし、停学に無期を設けることは学生懲戒の教育的性格を表明することにもなる。

問題は、停学をもって授業を受ける権利を一定期間停止し、その期間の授業について不出席扱いをする処分と解するとしても、その処分を受けた学生に何んらの不利益をも与えないとすれば、懲戒の意味はないことになる。登校や受講を禁止し、それを実力で実行するならば学生の受ける不利益は現実的であるが、授業不出席扱いでは、学生はなんらの痛痒も感じな

清野：懲戒としての停学処分について

いことになるので、停学期間の有期・無期にかかわらず、その点の解決策が必要である。その解決策としては、停学の期間を受講回数の不足により、単位修得が困難になる期間にすることである。言い換えれば停学処分を一種の留年処分とすることである。そのためには、単位の付与は授業総回数の3分の2を超える回数の授業出席を要件とするように学則で定める必要がある。もし単位修得の要件としての授業出席回数を少なくすれば、受講権利の停止としての停学は、単位修得に影響を及ぼさず、停学処分は名目だけのものとなるので、停学をもって授業を受ける権利の停止処分とすることは適当でないことになるが、そうかといって強制力を控えた受講禁止処分とすることにも問題があることになる。施行規則第26条3項が、その3号で「正当の理由がなく出席常でない者」を退学処分の対象者として掲げていることと併せて、単位修得に授業出席回数を考慮することの妥当性を明確にする必要がある。それはそれとして停学を従来のように登校禁止処分と解し、その実効を確保するため物理的実力の行使を予定しているとしても、実際には実力行使は困難であり、また停学を受講権利の停止と解しても単位修得の要件としての授業出席回数の多寡によって単位修得が左右されるとすれば、有期であろうと無期であろうと、その期間の如何によっては不利益処分性の乏しい名目的停学ともなりかねない。例えば単位修得に影響しない期間の停学や夏季休暇等休業期間を含む短期の停学などは名目的懲戒に止まり処分の公示がわずかに不名誉という不利益を与えるだけで、訓告処分と差程違いがないことになる。

8 懲戒処分の解除

懲戒処分のうち無期停学は、将来における停学処分の解除を予定しているので、学長は解除相当と考えるときには被処分学生の所属学部の学部長に教授会の意見を徴させ、その意見を参考に解除の可否を判断し、可とする場合は、被処分学生に対し解除通告をすると共に理事長にその旨の報告をして在学契約上の必要処置を求めることになるが、解除は停学の教育的

効果の達成が要件であり、解除にあたっては行状改善の誓約書を書かせる必要がある。解除は少なくとも授業科目の不出席扱いが総授業回数の3分の1以上に達した後であることが望まれる。

処分解除は退学処分の場合も必要であろう。施行規則第26条3項の退学事由のうち2号事由を除いては、改善効果が期待できるので本人の申出があれば、無期停学の解除と同様の手続きで解除することも考慮すべきである。

9 懲戒処分の公示

最後に検討を要する問題としては、処分公示がある。処分内容を記載した告知書を校内に掲示することの是非である。この懲戒処分の公示を教育的処分であることを理由に反対する論者もある。確かに学生の懲戒が、当の学生本人のみに対する処置であれば、これを敢えて公示するまでの必要に乏しいようにも思われるが、学生の懲戒は、本人のみならず他の学生一般に対する警告や訓戒をも意図しているので、公示は当然に必要であろう。懲戒処分の公示については、被処分学生のプライバシー侵害の虞れを理由に抵抗もあるが、それは懲戒処分によって、その規律秩序が維持される学校集団の内部での開示に止まるし、学内公示によって組織内に自己の非違が開示されても、懲戒の性格上やむをえないことなので、当人にはプライバシーの保護を訴える資格はないといえる。特に訓告処分は学内に公示されることにより、その懲戒としての効果を発揮できるのである。この点こそが個々の教員による懲戒行為としての叱責や訓戒と異なるところであって、訓告を学長の権限とする理由でもある。停学をもって登校禁止処分と解する立場では、いかなる学生が校内立入りを禁止されたかを学内に周知させるためにも公示は必要であろう。

この処分公示に関連するのが履歴書の賞罰欄の記載問題である。学校における懲戒処分が、この賞罰欄の「罰」に該当するかどうかである。求人側が履歴書に賞罰の記載を求めるのは、求人側にとって有用な人材となり

清野：懲戒としての停学処分について

うる人物かどうかを判断するための資料とすることにあると解されるが、そこでの賞罰は一般社会の行為規範上のもので、学校や企業等のいわゆる部分社会の行為規範に基づく評価を意味するものではないと考える。例えば、スポーツ団体の規約違反を理由とする制裁処分としての除名を「罰」として賞罰欄に記載を義務付けるものとは考え難い。しかも学生の懲戒は、教育的処分の一面を有し、事由によっては制裁的性格の薄い場合もあるので（施行規則第26条3項2号及び3号）、一般的にいて学生懲戒を学外での人物評価に利用することは適当でない。したがって賞罰欄の「罰」とは法律違反に対する刑罰制裁（交通反則金は含まないと解する。）を指すと解すべきであろう。そうであれば懲戒処分を受けた事実を履歴書の賞罰欄に記載しなかったとしても、後日、虚偽申告を理由に解雇されることはないというべきである。「賞」も同様に学内における賞ではなく社会的褒賞を指すと解する。例えば人命救助や犯人逮捕への協力等社会的に賞賛すべき行為に対する褒賞がこれに当たる。このように学則に記載を義務付けられている賞罰と履歴書に記載を求められる賞罰とは次元が異なるのである。

10 懲戒の手続

新たに追加された施行規則第26条の5項は、学長に対し退学、停学及び訓告についてその処分手続きを定めることを求めているので、学長はその権限事項である上記法律の定める懲戒の処分手続きを定めなければならないが、それには二つの問題がある。一つはその定め即ち手続き規則の方式であり、今一つは教授会での審議の要否である。同条はその手続き規則の制定者を学長としているので、学長は如何なる形式で規則を定めるべきか、その規則制定にあたって教授会の審議を経るべきかの問題が生じる。前者については、私立大学の学長には学則制定の権限はないので、学長が定めるとすると関係部署に対する学長の職務命令ということになりそうである。しかしながら職務命令の形式で定めるとすると、学長が替れば、その命令は失効するため持続性のない手続規則になる。持続性を持たせるためには

学則が望ましいといえる。施行規則第3条は学校設置の認可申請手続には、学則の提出を義務づけているが、同第4条ではその学則には「賞罰に関する事項」の記載を求めているので、いずれの大学の学則にも少なくとも懲戒の事由や種別等懲戒の実体的事項が記載されている。この点からしても手続的事項を学長の職務命令で定めることは適当ではない。そうすると学長が懲戒の手続を定めるとする5項の意義は、懲戒の手続を策定する実質的権限は学長にあり、理事会にないことを明確にすることにあると解される。したがって懲戒の手続は学長が定め、理事会はこれを学則として制定することになる。

次に問題となるのは、懲戒手続を定めるにあたっての教授会のかかわりである。平成26年の改正以前の学教法第59条1項は「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と規定していて、学長権限に属する懲戒処分は、その重要事項に当たると一般的に解されていた。この教授会条項は削除され、新たに学長の権限強化と教授会の権限縮少を意図した現行の第93条が教授会条項とし規定された。新規定では、教授会は教育研究に関する事項について決定権者である学長に意見を述べる審議機関として位置づけられているが、従来の経緯からすれば、学生懲戒は学長の必要的意見聴取事項として扱うべきであろう。このように懲戒の手続は教授会の審議に基づく意見を踏まえて学長が決定すべきであるが、その定めを学則とする権限は理事会にあって学長にはないので、その定めを理事会を通じて学則化することになる。

懲戒手続を定める場合、次の点を考慮すべきである。まずその手続の方式である。審問形式にするか、それとも弾劾形式とするかである。学生に対する懲戒を制裁的処置とみるか、それとも教育的処置とみるかによって手続の形式は異なる。審問形式は少年審判で採用されている保護手続であり、弾劾形式は刑事裁判で用いられている訴訟手続である。前者は教育的処遇に馴染み、後者は制裁的処遇に親しむといわれている。学生に対する懲戒は制裁的性格をも有するが、その基調は教育的処遇にあるので、審問

清野：懲戒としての停学処分について

形式の手続によって懲戒事由を認定し、懲戒処分の要否及び懲戒処分の種別を決定するのが適当と思われる。

学生の懲戒に関する業務は、通常、学生の補導を職務とする学生部の教職員が担当することになる。施行規則第26条2項の括弧書は、学長の懲戒権限を学部長に委任できていることから知りうるように、学部所属の学生の懲戒は本来は学部が所管すべき事項とよく、そのためか、それとも教授会が学部単位で組織されるためか、大方の大学では学部教授会の中に懲戒委員会を設けて懲戒事案の審査を行っているようである。

通常の手続の進行は次のようになるのであろう。通告等による学則違反の情報に接した学生部による調査によって認知された学則違反案件は、学生部長から学長に報告される。学長はその報告を検査し懲戒の審査を相当と判断すれば懲戒案件として、違反学生の所属学部長に案件を付託して学部教授会の審査を求めることになる。学部教授会は懲戒委員会を組織して当該懲戒案件の審査を行い懲戒事由の有無、懲戒の要否、選択すべき懲戒処分等についての審査結果を教授会に報告する。教授会は審査報告について審議して当該懲戒案件についての意見を決定し、学部長を通じてその意見を学長に申達する。学長はその意見を踏えて懲戒処分を決定して被処分者に通告すると共にその旨を理事長に報告して在学契約上の処置を求めることになる。

なお複数の学部を置く大学では、学部教授会の上に学部部門の調整機関として全学評議会を設けているので、学部教授会の審議結果を評議会に付議してその意見を徴し最終的に判断を下すことになる場合もある。

教授会が組織する懲戒委員会は常設のものと懲戒案件毎に設けられる非常設的なものとが考えられるが、いずれの場合にも委員は5名程度が相当で教授会において選出される。その5名のうち1名は学部長で委員長として審査を主宰する。審査手続は審問方式をとり、委員長が懲戒事由を当該学生に告げて認否を求め、認否如何によっては事実調べを行うことになる。関係者に対する事情聴取が中心となる。懲戒手続に付せられた学生には告

知と聴問の権利が認められ、懲戒事由とされた行為の告知とそれに対する弁明の機会が与えられるが、懲戒委員会の審問のための呼出しに応じるか否か、委員会の質問に応じるか否かは自由である。弁護士の付添は拒否できないが、付添弁護士の役割は、手続の適正運用の監視と当該学生の審問の場での答弁・陳述の代行とってよい。

問題は懲戒案件が同時に刑事事件として捜査又は裁判中の場合である。巷間でいわれている如く、有罪の判決が確定するまでは、無罪の推定を受けるものとすれば、懲戒処分は無罪の推定が覆えた後でなければできないのではないかという疑問が生じるが、現行刑事訴訟法はそのような立場をとっていないし、懲戒案件の処理は刑事事件の推移とは関係なく、その組織・団体の綱紀の問題として独自の判断で処理すべきである。刑事訴訟では伝聞は原則として証拠にならないが、懲戒手続ではそのような制約はないので事実の認定に相違が生じることもありうるが、多くの場合は、それは手続の違いや証拠の扱いの違いによるとってよい。

最後に学長の懲戒に対し被処分者は理事会に不服申立てができるかである。理事会は学長が理事を兼ねているか否かを問わず、学長の上位機関であり在学契約の締結者でもあるので、監督権の発動を促すための不服申立てを認めてもよいが、学生に対する懲戒処分は学長の専権であるので、不服の申立に理由があっても、理事会としては不服を容れて学長の処分内容を変更する権限はないので、学長に対し処分変更を命じることはできないが、学長に処分について再度の考案を勧告することは可能である。学長がその勧告を受け入れるかどうかは自由であるので実益に乏しいといえる。学長の懲戒処分を争うとすれば民事訴訟によるほかないのである。

参考までに学生の懲戒に関する規則の試案を掲記する。

学生の懲戒に関する規則

第1条（懲戒権）

学長及び教員は、教育上必要があるときは、学校教育法施行規則第26条の定めに従い、学生を懲戒することができる。

第2条（懲戒行為）

学長の行う懲戒行為は退学、停学及び訓告の各処分とし、教員に許される懲戒行為は即応的懲戒としての事実行為に限る。但し体罰を加えることは認められない。

第3条（退学処分とその効果）

退学処分は、被処分者の学籍簿の在籍記載を抹消して放校する処分とする。

- 2 退学処分を受けた学生が既に当期分の授業料を納入している場合は、その授業料は処分時を基準に日割で清算の上剰余金を返戻する。ただし処分事由の行為により学校法人に財産上の損害を与えているときは、その損害の補填に当て返戻しないことができる。

第4条（停学処分とその効果）

停学処分は、被処分者が履修登録をした総ての学科目の授業について、処分期間中授業を受ける権利を停止し、授業科目の単位認定上その期間中の総ての授業につき不出席扱いをする処分とする。

- 2 学長は、停学処分の執行上必要と認めるときは、授業以外の教育役務の提供を停止することができる。
- 3 停学は期間を定め、または定めずして行うものとする。
- 4 停学中の授業料はこれを免除する。

第5条（訓告処分とその効果）

訓告処分は、被処分者を公に訓戒し、反省改善を書面で誓約させる処分とする。

第6条（処分の解除）

学長は無期の停学処分を受けた被処分者について、既に処分後相

当期間を経過し、反省改善の成果が認められる場合は、本人の申請若くは職権で、当学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、停学処分を解除することができる。

- 2 学長は退学処分を受けた学生から相当期間経過後復学許可の申請がなされたときは、当該学生が所属した学部の教授会に諮り、相当と認める場合は復学を許可することができる。

第7条（在学契約上の処置）

学長は学生に対し、懲戒処分を行いもしくは懲戒処分の解除又は復学を認めたときは、遅滞なく理事長に報告し、在学契約上の処置を求めるものとする。

第8条（懲戒処分の公示）

懲戒処分及びその解除並びに復学の許可は、学長名義の告示を学内の掲示場に掲示し、かつ理事長と学長との連名による告知書を当人に交付する。

第9条（懲戒の手続）

懲戒の手続は概ね次の通りとする。

- 1 学生の懲戒に関する事務は、学生部の所管とし、学生の学則違反の事実を認知したときは、所属職員は速やかに調査を行い、その結果を学生部長に報告する。
- 2 学生部長は学則違反案件の報告を受けたときは、懲戒の要否を判断し、懲戒を可とする場合は、学長に当該案件を報告して懲戒の手続の開始を求める。
- 3 学長は学生部長の報告にかかる案件につき、懲戒審査を要すると思料した場合は、当該学則違反学生の所属する学部の学部長を通じて学部教授会に懲戒案件の審査を求める。
- 4 学部教授会は当該懲戒案件審査のため、懲戒委員5名を選任して懲戒委員会を組織し、学部長を委員長とする。
- 5 学長は学部教授会の審査意見に基づき懲戒を必要と思料したとき

清野：懲戒としての停学処分について

には、種別を選択して懲戒処分を決定して当該学生に通告すると共に理事長に報告し、在学契約上の処置を求める。

- 6 学則違反を問われ懲戒審査を受ける学生には、告知と聴問の権利が認められ、また必要があれば保護者、弁護士及び学友を付添人を選任して審査の場で答弁及び陳述を代行させることができる。

第10条（刑事手続との競合）

学生の学則違反行為が同時に刑罰法規に触れ、当の学生が被疑者として捜査機関の取調を受けていても、また被告人として裁判中であっても、学長は当該刑事事件の決着をまつことなく、懲戒手続を進めることができる。

第11条（不服申立）

懲戒処分を受けた学生は、処分に不服があれば、理事会に不服申立をすることができる。申立を受けた理事会は当該懲戒事案を審査し、その不服申立に理由があると認めるときは、学長に対し再度の考案を勧告することができるが、処分を変更することはできない。

- 2 学長は、前項の勧告を受けた場合、再度の考案の上懲戒審査をした教授会に諮って当該懲戒処分を維持するか否かを決定して理事長及び不服申立者に通告する。

以上